

「家電4品目」の処分方法

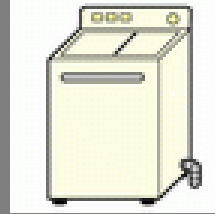
テレビ



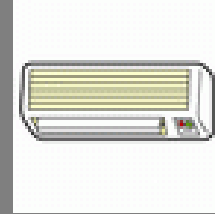
冷蔵庫・
冷凍庫



洗濯機・
衣類乾燥機



エアコン



以上の「家電4品目」は、家電リサイクル法により、処分の方法が定められています。

市では処分できません。

以下の方法で、適正にリサイクルしてください。

※リサイクル料金・収集運搬料金がかかります。

1 販売店に引き渡す

買替えをする販売店や、購入した販売店に依頼してください。

2 収集運搬許可業者に依頼する

一般廃棄物収集運搬許可業者	電話番号
(株) クリーン開発	☎ 0123-24-7787
協業組合カンセイ	☎ 0123-23-1712
(有) 協成ワーク	☎ 0123-27-7244
(有) 沢田産業	☎ 0123-26-0154
北海道建設サービス(株)	☎ 0123-27-8088
(株) エヌ・ケーエンジニアリング	☎ 0123-42-1585
(有) イワオ	☎ 0123-23-3868

※ 以上の業者は、市の許可業者です。無許可の回収業者は、利用しないでください。

3 自ら指定引取場所に持ち込む

指定引取場所や、詳しいお問い合わせについては

家電リサイクル券センターへ

☎ 0120-319-640 ホームページ <https://www.rkc.aeha.or.jp>

